

介護支援専門員登録等申請書の提出先の変更について

平成 30 年度から、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 69 条の 2 から第 69 条の 8（第 69 条の 5 及び第 69 条の 6 を除く）の規定に基づき、県が実施している介護支援専門員の登録、介護支援専門員証の交付事務を効率的・効果的に実施するため、一部業務を広島県介護支援専門員協会（以下「協会」という。）に委託することとしました。これに伴い、4 月から提出先及び問い合わせ先が協会に変更になります。手数料の納入方法や申請書様式等申請書類に変更はありませんが、申請書の郵送先等お間違えのないよう御注意ください（一部の手続きを除く）。

1 協会で実施する介護支援専門員登録等業務の内容

	変更前（平成 30 年 3 月 31 日まで）	変更後（平成 30 年 4 月 1 日から）
広島県	<ul style="list-style-type: none"> ・登録移転（転入） ・登録証明書の再発行 ・研修に係る受講地変更 ・手数料に係る納付書送付 ・新規登録申請 ・新規交付申請 ・更新交付申請 ・書換交付申請（氏名の変更） ・再交付申請（紛失・破損等） ・登録事項変更申請（住所の変更、証の交付を伴わない氏名の変更） ・登録移転（転出） ・介護支援専門員証の送付 	<ul style="list-style-type: none"> ・登録移転（転入） ・登録証明書の再発行 ・研修に係る受講地変更
協会		<ul style="list-style-type: none"> ・手数料に係る納付書送付 ・新規登録申請 ・新規交付申請 ・更新交付申請 ・書換交付申請（氏名の変更） ・再交付申請（紛失・破損等） ・登録事項変更申請（住所の変更、証の交付を伴わない氏名の変更） ・登録移転（転出） ・介護支援専門員証の送付

2 提出先及び問い合わせ先

平成 30 年 3 月 30 日（金）まで	平成 30 年 4 月 2 日（月）から
<p>広島県 健康福祉局 医療介護計画課 住 所 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 電 話 082-513-3206（ダイヤルイン）</p> <p>○問合せ時間及び窓口受付期間 8 時 30 分～12 時、13 時～17 時（土日祝除く） ○広島県のホームページ https://www.pref.hiroshima.lg.jp/ トップページ > 分類でさがす > 健康・福祉 > 高齢者・障害者福祉等 > 介護保険 > 介護支援専門員 > 介護支援専門員の登録などについて</p>	<p>広島県介護支援専門員協会 住 所 〒734-0007 広島市南区皆実町一丁目 6-29 電 話 082-258-5569</p> <p>○問合せ時間及び窓口受付時間 8 時 45 分～12 時、13 時～17 時 15 分（土日祝除く） ○広島県介護支援専門員協会ホームページ ケアマネの輪 http://www.hcma.or.jp/</p>

※平成 30 年 3 月 31 日及び 4 月 1 日は、土日のため、問い合わせ及び窓口受付はしていませんので御注意ください。